

令和4年第2回衣浦東部広域連合議会定例会

議案書

(令和4年8月24日提出分)

目 次

議案番号	件 名	頁
報告第 4 号	令和 3 年度衣浦東部広域連合一般会計繰越明許費の繰越しについて	1
認定第 1 号	令和 3 年度衣浦東部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
議案第 1 1 号	衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 1 2 号	事故による損害賠償の額の決定及び和解について	9
議案第 1 3 号	令和 4 年度衣浦東部広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について	別冊

報告第4号

令和3年度衣浦東部広域連合一般会計繰越明許費の繰越しについて
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により繰越明許
費の繰越しについて、別表のとおり報告する。

令和4年8月24日提出

衣浦東部広域連合長 林 郁 夫

別表

令和3年度衣浦東部広域連合

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
3 消防費	1 消防費	貯水槽整備事業（安城市）	12,250,000	12,250,000

一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				12,250,000

議案第 1 1 号

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 4 日提出

衣浦東部広域連合長 林 郁 夫

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 1 5 年衣浦東部広域連合条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、 2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 3 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 3 号中「養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶

者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、広域連合長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、広域連合長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「満了後に特定職に引き続き」を「満了後引き続いて特定職に」に、「当該任期の」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例

で定める期間は、57日間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業により子を養育するための計画を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

議案第12号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が起こした事故に伴い、次のとおり損害賠償の額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

令和4年8月24日提出

衣浦東部広域連合長 林 郁 夫

1 損害賠償額 金1,442,100円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和4年3月18日（金）午後1時40分ごろ

(2) 発生場所

刈谷市井ヶ谷町広沢1 国立大学法人愛知教育大学

(3) 経過

消防設備の完成検査のため公用車で出向中、検査対象の相手方敷地内に設置されていた街灯に衝突し、街灯の支柱が折れたもの

3 相手側の損害の程度

破損した街灯の取り換え

4 過失割合

衣浦東部広域連合100パーセント 相手方0パーセント

—提案理由—

この案を提出したのは、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、必要があるため。

